

陸上自衛隊と全日本葬祭業協同組合連合会との連携・協力に関する協定書

全日本葬祭業協同組合連合会（以下「甲」という。）と陸上自衛隊（以下「乙」という。）との連携・協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、各種災害並びに武力攻撃事態等及び存立危機事態が発生した場合に備え、甲及び乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、必要な情報を共有するため、それぞれの連絡先等を相互に提供することにより、平素から連絡態勢を確立させておくものとする。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条に規定する連携・協力を円滑にするため、災害等の緊急事態における被災状況及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

（連携・協力業務）

第4条 本協定に基づく、甲及び乙の連携・協力業務は、次に掲げる各号とする。

- (1) 甲は、乙が行う遺族対応、殉職隊員の葬儀に関する相談、葬儀社の紹介、ご遺体の安置・保管、還送等について協力
- (2) 甲は、乙の依頼に基づき、必要な資材（納体袋、棺、保冷資材等）の確保について協力
- (3) 甲は、乙の依頼に基づき、乙が行う訓練等における専門的知見からの助言等について協力
- (4) 甲は、乙に対し葬祭業（家族通知、遺体・遺品の引き渡し及び遺体の修復における遺族対応、エンバーミング、葬儀等）に関する講義の実施について協力
- (5) 平素からの意見交換による相互の連携
- (6) その他、甲及び乙が相互に応じられる事項

2 本協定に基づき、甲の各地区ブロック（北海道、東北、関東、北陸・東海、近畿、中国、四国及び九州）又は各都道府県組合及び乙の各隷下部隊（陸上総隊及び北部、東北、東部、中部及び西部方面隊）間においても、上項各号に掲げる事項について連携・協力できるものとする。

なお、各地区ブロック又は各都道府県組合及び各隷下部隊間において、必要に応じ個別に協定を締結することができるものとする。

(情報管理の徹底)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力業務によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

2 甲及び乙は、連携・協力業務を通じて知り得た個人情報に関し、第3者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第6条 甲及び乙は、本協定の解釈に疑義が生じた場合及び連携・協力が困難な場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度、双方による協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも書面をもって協定解約の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 本協定書は、前項の有効期限満了の一か月前までに、甲及び乙の双方若しくはいずれかが解約を申し出、双方による協議の上、書面により合意が得られた場合をもって終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙による記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和7年2月20日

甲 東京都港区港南2丁目4番12号
港南YKビル4階

全日本葬祭業共同組合連合会
会 長

乙 東京都新宿区一谷本村町5番1号

防衛省陸上幕僚監部
人事教育部長